

第5章 内 規

収録内容

1. 東北大学大学院農学研究科・農学部不動産等監守内規
2. 東北大学大学院農学研究科・農学部防災管理内規
3. 東北大学大学院農学研究科・農学部危険物薬品等取扱内規
4. 危険物薬品庫使用基準
5. 東北大学大学院農学研究科高圧ガス容器取扱内規
6. 東北大学大学院農学研究科・農学部廃棄物取扱内規

1. 東北大学大学院農学研究科・農学部不動産等監守内規

制定 昭和38年11月14日

改正 平成18年1月1日

第1条 東北大学大学院農学研究科・農学部に所属する不動産等（附属複合生態フィールド教育研究センターを除く。）の事務を分掌する者は、農学研究科長（以下「研究科長」という。）とする。

第2条 研究科長は、その所属する不動産等について監守者及び補助監守者を指定し、不動産等監守に関する事務を処理させる。

第3条 前条の監守者及び補助監守者は、研究室、合同研究室、実験室及び事務室等については、使用者の中から指定し、専用以外の共用の会議室、教室及び演習室等については、事務長及び係長を指定する。

また、建物以外の土地・立木等の監守者及び補助監守者は、事務長及び係長とする。

第4条 監守者は、研究科長の指揮監督を受け、その担当する不動産等について、次の各号に掲げる事務を行うものとし、補助監守者は、監守者の事務を補助するものとする。

- (1) 不動産等の利用状況の点検
- (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、放射性物質、燃料等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガス器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具、消火栓及び防火用水の点検
- (6) 給排水施設の点検
- (7) 土地の境界標その他標識類の点検
- (8) その他監守上必要と認める事項

附 則

この内規は、平成18年1月1日から施行する。

2. 東北大学大学院農学研究科・農学部防災管理内規

制定 平成11年7月15日

改正 平成29年6月8日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 防災管理組織（第4条～第9条）
- 第3章 災害等発生予防（第10条～第17条）
- 第4章 災害等発生時の措置（第18条～第22条）
- 第5章 教育訓練（第23条・第24条）
- 第6章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東北大学農学研究科・農学部（附属複合生態フィールド教育研究センターを除く。）及び東北大学附属図書館農学分館（以下「本研究科」という。）における防災管理について必要な事項を定め、もって火災を未然に防止するとともに、火災、地震その他の災害（以下「災害等」という。）による被害を最小限にとどめることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本研究科の職員、学生及び常時出入りする者（以下「職員等」という。）に適用する。

（諸規程との関係）

第3条 防災管理について必要な事項は、法令等に定めがある場合のほか、この内規の定めるところによる。

第2章 防災管理組織

（総括）

第4条 農学研究科長・農学部長（以下「研究科長」という。）は、本研究科の防災管理の業務を総括する。

（防災対策委員会）

第5条 本研究科に、次の各号に掲げる事項を審議するため、防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1）防災計画の作成に関する事。
- （2）防災に関する諸規定の制定及び改廃に関する事。
- （3）防災の用に供する設備等の改善及び強化に関する事。
- （4）防災思想の普及及び高揚に関する事。
- （5）防災上必要な調査、研究及び企画に関する事。
- （6）その他防災管理上必要な事項に関する事。

2 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）副研究科長
- （2）防火管理者
- （3）各コース委員

- (4) 安全衛生委員会委員長
- (5) 実験施設・大型設備委員会委員長
- (6) 動物研究棟施設長
- (7) 植物環境応答実験施設長
- (8) 食品加工室管理運営委員会委員長
- (9) 冷凍室管理委員会委員長
- (10) 放射線障害予防委員会委員長
- (11) 農学分館長
- (12) 危険物保安監督者

3 委員長は、研究科長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、年1回定例に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

6 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。
(防火管理者)

第6条 本研究科に防火管理者を置き、事務長をもって充てる。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 消防計画の立案
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消火用水又は消火活動上必要な設備（以下「消防用設備等」という。）の点検及び整備の監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 消防用設備等維持台帳の記録及び保存
- (7) その他防火管理上必要な業務

(防火責任者)

第7条 本研究科のコース等ごとに防火責任者を置く。

2 防火責任者は、それぞれ当該コース等の日常における防火管理の業務を総括する。

3 防火責任者の配置は、別表第1のとおりとする。

(火元責任者)

第8条 本研究科の室又は担当する区域ごとに火元責任者及び副火元責任者を置き、不動産等監守者及び不動産等補助者をもって充てる。

2 火元責任者は、当該室又は担当する区域における次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 火気の手扱い及び火気使用の安全点検
- (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガス器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具の点検

3 副火元責任者は、火元責任者を補佐する。

(自衛消防隊)

第9条 本研究科に、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それによる被害を最小限にとどめるため、連絡通報、情報収集、避難誘導、負傷者救護、初期消火、物品搬出、施設防御及び警備等の活動に従事する。
- 3 自衛消防隊に隊長及び副隊長を置き、隊長は、研究科長をもって、副隊長は、副研究科長及び事務長をもって充てる。
- 4 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表2のとおりとする。

第3章 災害等発生の予防

(職員等の遵守義務)

第10条 職員等は、常に災害等発生の予防に努めるとともに、研究科長又は防火管理者が防災上指示する事項を遵守しなければならない。

- 2 職員等は、火気又は火気使用機器（以下「火気等」という。）の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 付近の可燃物を整理し、燃えやすい物を近づけないようにすること。
 - (2) 所定の場所以外では使用しないこと。
 - (3) 使用後は、必ず点検し安全を確認すること。
- 3 職員等は、避難及び消火活動に支障をきたさないよう室の出入口、非常口及び廊下等に物品を放置しない等、環境の整備に努めなければならない。
- 4 職員等は、化学薬品、放射性同位元素、高圧ガス、その他の危険物を取扱うときは、関係法令等に従い適切に取扱い、常に万全の注意を払うとともに、災害等発生時においても安全を確保できるよう、適切な予防措置を講じなければならない。
- 5 職員等は、病原微生物を取扱うときは、病原微生物による災害を未然に防止するために適切な予防措置を講じなければならない。

(火気等の使用規制等)

第11条 職員等は、強風、火災警報等が発令されたときは、火気等の使用に注意し、化学薬品その他の危険物の安全確保を図る等火災発生防止に努めなければならない。

(立入禁止等の措置)

第12条 防火管理者は、人命の安全上危険と認めたときは、直ちに火気等の使用の中止及び危険区域への立入禁止等の措置を講じなければならない。

(火気等の臨時の使用)

第13条 職員等は、所定の場所以外で火気等を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ防火管理者に連絡し、許可を受けなければならない。

(消防設備士等による点検)

第14条 防火管理者は、消防設備士又は総務省令で定める資格を有する者に委託して、防火管理者立会いの上、消防用設備等の作動、外観、機能、総合点検等を消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき実施しなければならない。

(防火管理者による自主点検)

第15条 防火管理者は、毎年1回以上火元責任者とともに、建物、火気使用機器、電気設備及び危険物

等の管理状況の点検を行わなければならない。

(改善措置及び記録の保存)

第16条 防火管理者は、前2条の点検等の結果を消防用設備等維持台帳に記録し、保存するとともに、改善、整備の必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(消防用設備等の配置図及び避難経路図)

第17条 防火管理者は、本研究科における消防用設備等の配置図及び避難経路図を作成し、職員等に周知しなければならない。

第4章 災害等発生時の措置

(火災発生時の措置)

第18条 勤務時間内に火災が発生したときは、次の各号により措置しなければならない。

(1) 火災を発見した者は、直ちに火災報知器等により、職員等に通知するとともに、火災の発生箇所及び状況について防火管理者に通報し、かつ、初期消火に努めること。

(2) 前号の通報を受けた防火管理者は、その火災状況を確認し、消防機関に通報するとともに、研究科長に自衛消防隊の出動を要請すること。なお、研究科長が不在の場合は、副研究科長に要請すること。

2 勤務時間以外に火災が発生したときは、次の各号により措置しなければならない。

(1) 火災を発見した者は、直ちに火災報知器等により残室職員等に通報するとともに、火災の発生箇所及び状況について警務員に通報し、かつ、初期消火に努めること。

(2) 前号の通報を受けた警務員は、その火災状況を確認し、消防機関に通報するとともに防火管理者に通報すること。

(3) 前号の通報を受けた防火管理者は、別に定める緊急連絡網により通報すること。

(4) 第一号により火災の発生を知った残室職員等は、直ちに火災発生箇所に参集し、警務員の指揮のもとに、初期消火等被害軽減活動に従事すること。

(5) 第三号により通報を受けた職員等は、速やかに出勤し、自衛消防隊の活動に従事すること。

(放射線施設等の火災の措置)

第19条 放射線施設、危険物薬品庫、組換えDNA実験室又は病原微生物を取扱う区域において火災が発生し、または延焼するおそれがあるときは、その事態を発見した者は、直ちに当該区域等の管理責任者に通報するとともに前条の規定により措置しなければならない。

(地震発生時の措置)

第20条 職員等は、地震が発生したときは、次の各号により措置しなければならない。

(1) 火気等の使用を中止すること。

(2) 危険薬品その他の危険物の転倒、破損、飛散又は漏洩等による二次災害を防止すること。

2 防火責任者は、火元責任者を指揮し、次の各号により措置しなければならない。

(1) 構内電話等通信機器の作動点検を行うこと。

(2) 地震に関する情報及び被害状況を収集し、職員等に周知すること。

(3) その他地震による被害軽減に必要な措置を取ること。

(4) 地震収拾後の建物、火気使用機器、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等を点検し、その安全を確認すること。

(準用)

第21条 前3条の規定は、火災及び地震以外の災害が発生した場合において準用する。

(被害状況の調査及び事後措置)

第22条 研究科長は、災害等が発生したときは、収拾後、速やかにその被害状況を調査し、必要な措置を講じなければならない。

2 防火管理者は、被害状況及び講じた措置を記録し、保存しなければならない。

第5章 教育訓練

(教育)

第23条 研究科長は、職員等に対し、必要に応じ、防災に関する教育を行うものとする。

(訓練)

第24条 研究科長は、防災に関する基礎訓練及び総合訓練を年1回以上行うものとする。

第6章 雑則

第25条 防火管理者は、消防機関との連絡を密にとり、防災管理の適正に努めなければならない。

第26条 この規程に定めるもののほか、防災管理業務の実施に必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成11年7月15日から施行する。

2 東北大学農学部防災規程（昭和61年2月13日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成16年9月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月12日改正）

この内規は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月12日改正）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日改正）

この内規は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1

防火責任者の一覧表

コース等の室又は担当する区域	防火責任者
植物生命科学コース 植物生命科学コース学生実験室 その他植物生命科学コースに係る室・区域	植物生命科学コース委員
資源環境経済学コース 資源環境経済学コース学生実験室 その他資源環境経済学コースに係る室・区域	資源環境経済学コース委員
応用動物科学コース 応用動物科学コース学生実験室 その他応用動物科学コースに係る室・区域	応用動物科学コース委員
海洋生物科学コース 海洋生物科学コース学生実験室 その他海洋生物科学コースに係る室・区域	海洋生物科学コース委員
生物化学コース 生物化学コース学生実験室 その他生物化学コースに係る室・区域	生物化学コース委員
生命化学コース 生命化学コース学生実験室 その他生命化学コースに係る室・区域	生命化学コース委員
放射性同位元素実験施設	放射線障害予防委員会委員長
動物研究棟	動物研究棟施設長
植物環境応答実験施設	植物環境応答実験施設長
食品加工実験室	食品加工室管理運営委員会委員長
危険物薬品庫	危険物保安監督者
事務部 青葉山コモンズ（講義室・厚生施設） その他に属さない室・区域	事務長
附属図書館農学分館	附属図書館農学分館長

別表第2

自衛消防隊の組織及び任務分担

隊長	副隊長	班名	班長	班員	任務分担
研究科長	事務長	(総括)	事務長補佐		・全般的な総括
		通報連絡・情報収集班	総務係長	総務係員	・火災発生時消防機関への通報 ・消防救急隊の誘導 ・事務局関係各課及び関係官公署への報告 ・各班との連絡・調整 ・情報収集及び記録 ・部外者との対応
		誘導班	教務係長	教務係員	・救急袋等避難設備の設定等の操作 ・避難者の避難場所への誘導 ・在室者等の人員確認
		救護班	図書係長	図書係員	・救護所の設定 ・負傷者の救出及び応急処置 ・救急隊の出動要請及び病院等との連絡 ・誘導班への協力
		消火班	用度係長	用度係員	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・防火扉等の操作による延焼防止 ・飛火の警戒
		搬出班	経理係長	経理係員	・重要書類、物品等の搬出及び保管 ・調達班への協力
		施設班	施設係長	施設係員	・消火用水の確保 ・電気・ガス等の安全措置及び臨時発電 ・被害施設等の応急措置
		警備班	用度係長	警務員	・消火班とともに初期消火、延焼防止及び飛火の警戒 ・立入禁止区域の警戒
		調達班	用度係長	用度係員	・緊急必需物品の調達
	副研究科長 (評議員)	コース班	各コース委員	各コース所属職員	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険物薬品等の搬出及び保管 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管
	副研究科長	放射性同位元素実験班	放射線障害予防委員会委員長 放射線取扱主任者 放射線取扱副主任者 放射線取扱者	放射線障害予防委員会委員 放射線取扱主任者 放射線取扱副主任者 放射線取扱者	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険物薬品等の搬出及び保管 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管 ・放射性同位元素等による被爆、汚染、漏洩の防止 ・警告、立入制限、立入禁止、遮蔽及び汚染の除去等の放射線障害の防止
		動物研究棟班	動物研究棟施設長	動物研究棟運営委員会委員 利用コース所属職員等	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険物薬品等の搬出及び保管 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管
		植物環境応答実験施設班	植物環境応答実験施設長	植物環境応答実験施設運営委員会委員 利用コース所属職員等	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険物薬品等の搬出及び保管 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管
		食品加工実験室班	食品加工室管理運営委員会委員長	食品加工室管理運営委員会委員 利用コース所属職員等	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険物薬品等の搬出及び保管 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管
		危険物薬品庫班	危険物保安監督者	危険物取扱者	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・危険区域の設定
		病原微生物班	動物微生物学分野教授	動物微生物学分野所属職員等	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・病原微生物の搬出の可否決定及び隔離運搬
		農学分館班	農学分館長	図書委員会委員	・消火器、消火栓等による初期消火及び延焼防止 ・電気、ガス等の保全措置 ・重要書類、物品等の搬出及び保管

3. 東北大学大学院農学研究科・農学部危険物薬品等取扱内規

制定 平成4年5月14日

(目的)

第1条 この内規は、東北大学大学院農学研究科・農学部（附属複合生態フィールド教育研究センターを除く。以下「本研究科」という。）における危険物薬品等により、本研究科職員、学生の生命又は身体への危険及び建物、物品等の火災事故を未然に防止するため、危険物薬品等の取扱いに必要な事項を定める。

(保安監督者)

第2条 農学研究科長・農学部長は、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の規定に基づき保安監督者及びその代行者を定め、保安監督者又はその代行者は、危険物薬品等の貯蔵、保管及び取扱いに関し、監督を行う。

(危険物薬品等の貯蔵、保管及び取扱場所)

第3条 本研究科における危険物薬品等の貯蔵、保管場所は、危険物薬品庫、少量危険物貯蔵取扱所（機能形態学、生物有機化学の各分野）、農学系総合研究棟本棟重油地下タンク、農学系総合研究棟別棟重油地下タンク、動物研究棟重油地下タンク、廃液保管室、各研究室及び実験室とし、これ以外の場所に貯蔵、保管してはならない。

2 危険物薬品等の取扱場所は、一般取扱所、少量危険物貯蔵取扱所、研究室及び実験室とする。

(危険物薬品庫)

第4条 危険物薬品庫の使用及び貯蔵については、別に定めるところによる。

(一般取扱所、地下タンク貯蔵所)

第5条 一般取扱所、地下タンク貯蔵所では、定期点検等により、構造材質、装置の不具合及び異常による事故発生の防止に努めなければならない。

(少量危険物貯蔵取扱所)

第6条 少量危険物貯蔵取扱所（以下「貯蔵取扱所」という。）における危険物薬品等の貯蔵取扱いは、次の方法により行う。

- 一 貯蔵取扱所における危険物薬品等は、耐震、耐火構造の保管庫中に収納しなければならない。
- 二 貯蔵取扱所で貯蔵、取り扱うことができる危険物薬品等の品名・数量は、届け出の内容を超えてはならない。
- 三 貯蔵取扱所における危険物薬品等の使用にあたっては、甲種危険物取扱者若しくは乙種危険物取扱者の監督、指導、立ち会いの下に行わなければならない。

(廃液保管室)

第7条 廃液保管室の使用については、別に定めるところによる。

(研究室、実験室)

第8条 研究室、実験室（以下「研究室等」という。）における危険物薬品等の貯蔵取扱いは、次の方法により行う。

- 一 研究室等における危険物薬品等は、耐震、耐火構造の保管庫内に収納しなければならない。
- 二 研究室等で貯蔵、取り扱うことが出来る危険物薬品等の総量は、指定数量の1/5未満でなければ

ならない。

三 研究室等で危険物薬品等を使用する場合には、教職員の適切な指導の下に行われなくてはならない。

(法令等の遵守)

第9条 当事者は、危険物薬品等の貯蔵、保管及び取扱いにあたり、消防法等の関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、危険物薬品等の使用上の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成4年5月14日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日改正)

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日改正)

この内規は、平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

4. 危険物薬品庫使用基準

制定 平成17年 5 月27日

1. 危険物薬品庫の貯蔵対象

研究室及び実験室毎に貯蔵区域を設け、消防法第2条別表第一に定める第4類危険物（以下「第4類危険物」という。）のうち、別表に掲げる薬品の貯蔵に使用し、許可数量を超えて貯蔵してはならない。

なお、ドラム缶等の大型容器、並びに1リットル以下の小型容器は、原則として貯蔵対象としない。

2. 劇物の保管方法

第4類危険物のうち、劇物に指定された薬品は、薬品庫内の所定の場所に収納する。

3. 鍵の管理

薬品庫の鍵は、利用分野主任及び事務部用度係がそれぞれ保管する。

4. 危険薬品庫の使用方法

1) 危険物薬品庫を使用する者（以下「使用者」という。）は、薬品庫備え付けの搬出入記録簿に、薬品の搬出入年月日、作業者名、所属（研究室名）、薬品名、数量及び残量等の必要事項を必ず記入すること。

2) 搬入する容器には、必ず品名、搬入年月日、研究室名を明記すること。

3) 使用後に回収した不純溶媒類は貯蔵しないこと。

4) 使用者は、利用分野主任又は事務部用度係から鍵を借り受け、使用後は必ず施錠し、鍵は直ちに返却すること。

5) 夜間の危険物薬品等の搬出入は原則として認めない。

6) 空き缶、空き瓶を薬品庫内に放置してはならない。

附 則

この基準は、平成17年 5 月27日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日改正）

この基準は、平成30年 3 月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

類別	品名	種別と物質例	指定数量	貯蔵量	倍数
第4類	特殊引火物	・ジエチルエーテル	50L	120L	2.4
	第一石油類	非水溶性液体 ・ガソリン ・ヘキサン ・ベンゼン ・トルエン ・酢酸エチル ・2,2,4-トリメチルペンタン	200L		
				80L	0.4
				240L	1.2
				10L	0.05
				200L	1
				60L	0.3
				140L	0.7
	アルコール類	水溶性液体 ・アセトン	400L		
				380L	0.95
			400L	800L	2
	200L	0.5			
	40L	0.1			
	第二石油類	非水溶性液体 ・キシレン ・1-ブタノール	1,000L		
				280L	0.28
			60L	0.06	
2,000L			水溶性液体 ・酢酸		
	60L	0.03			
第三石油類	水溶性液体 ・グリセリン ・エチレングリコール	4,000L			
			20L	0.005	
			40L	0.01	
	合計		9.98		

別表 危険物の種別・品名・薬品名および最大貯蔵量

5. 東北大学大学院農学研究科高圧ガス容器取扱内規

制定 平成16年 6月25日

1. この内規は、東北大学大学院農学研究科（附属複合生態フィールド教育研究センターを除く。）における高圧ガス容器の管理を適正に行い、事故の発生を未然に防止するため定めることとする。
2. 各分野、実験室（以下「各分野等」という。）においては、高圧ガス容器の事故又は盗難を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - （1）ボンベはレンタルのものも含め、各分野等において、東北大学危険物質総合管理システム（通称：IASOシステム）の「高圧ガス管理システム」を用いて、常に数量及びその受け渡しについて把握しておくこと。
 - （2）地震等の災害に対処するため、高圧ガス容器に転倒防止の措置をすること。
 - （3）使用管理にあたっては、関係法令等に従い、適切な方法により取り扱うものとする。
3. 高圧ガス容器が不要となった場合は、用度係に処分を依頼するものとする。
4. 高圧ガス容器が所在不明となった場合は、所定の事故届により報告するものとする。

附 則

この内規は、平成16年 6月25日から施行する。

附 則（平成31年 1月31日改正）

この内規は、平成31年 1月31日から施行する。

6. 東北大学大学院農学研究科・農学部廃棄物取扱内規

制定 平成 4年 6月18日

（目的）

第1条 この内規は、東北大学大学院農学研究科・農学部（附属複合生態フィールド教育研究センターを除く。以下「本研究科」という。）における教育・研究活動に伴って生ずる廃棄物の取扱いについて定めるものとする。

（事故・汚染等の防止）

第2条 本研究科の廃棄物によって発生する人的・物的事故及び周辺環境に対する汚染等を防止するため、廃棄物の排出にあたっては、次の各事項について実施に努めなければならない。

- （1）廃棄物の化学的、物理的及び生物的な安全化・無害化
- （2）廃棄物の排出量の低減化
- （3）不要となった有価物の再利用・再資源化

（実験廃液）

第3条 危険物薬品、有害物質、汚染物質等を含む実験廃液は、放流、放散してはならない。なお、これらの実験廃液は、東北大学環境保全センターの定めた「分別収集区分表」に従って分別貯留し、同センターの実験廃液処理施設又は専門の業者に処理を依頼する。

（廃液保管室）

第4条 実験廃液は、実験廃液処理施設に搬入するまでの間、廃液保管室に保管することができる。ただし、実験廃液の保管に起因する事故を防止するために必要な事項を次のとおり定め、順守するものとする。

- (1) 保管する実験廃液は、前条により分別し、保管するものとする。
- (2) 可燃性有機廃液及び廃油等は、第4類危険物に該当し、消防法等の規制の対象となるので、適正に管理するものとする。
- (3) 最大保管量は、危険物にあっては、総量は指定数量未満とし、その他の廃液については、廃液保管室の許容量までとする。
- (4) 廃液保管室の鍵は、事務部用度係（以下「用度係」という。）が保管するものとする。
- (5) 廃液保管室に実験廃液を搬入する場合は、廃液管理システム上から廃液タンクの登録申請を行い、廃液依頼伝票を印刷し、廃液タンクに貼り付けた上で搬入するものとする。
- (6) 廃液保管室の利用者は、庫内の整理整頓に留意し、火災等の事故防止に努めなければならない。また、庫内での廃液タンク等の不具合を発見した場合には、用度係に連絡しなければならない。なお、用度係は、不具合の改善指示等の措置を取らなければならない。
- (7) 用度係は、廃液保管室利用者に対し、事故防止のための適正な利用方法を指導しなければならない。
- (8) 用度係は、随時実験廃液の保管状況を点検し、不適正な保管については、改善を指示しなければならない。

（水溶性生分解性廃液）

第5条 水溶性生分解性廃液は、多量の水とともに放流しても差し支えない。

（放射性同位元素を含む廃棄物）

第6条 放射性同位元素を含む廃棄物は、「国立大学法人東北大学放射性同位元素等の取扱等に関する基準」（昭和38年12月16日制定）に基づき処理する。

（遺伝子組換え実験廃棄物）

第7条 遺伝子組換え実験による廃棄物については、「国立大学法人東北大学遺伝子組換え実験安全管理規程」（昭和56年規第38号）及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき処理する。

（微生物実験廃棄物）

第8条 微生物を含む廃棄物は、適正な方法により滅菌処理後に廃棄する。

（実験動物廃棄物）

第9条 実験動物の廃棄物は、焼却処分を原則とし、焼却処分が出来ない場合は密封後冷凍保管し、処理業者にその処理を依頼しなければならない。

（薬品等容器・器具）

第10条 薬品等の空容器、破損器具等を廃棄又はリサイクルする場合は、薬品等が残存したり、付着したりしてはならない。また、安全かつ適正な方法で容器や器具の内外をよく水洗し、栓やラベル等を除去後に廃棄、又は検査済みシールを貼付の上、リサイクルに出さなければならない。なお、金属容器を廃棄する場合は、さらに底部に穴を開けなければならない。

（高圧容器の廃棄）

第11条 高圧容器を廃棄する場合は、内圧を平圧とした上で、専門の業者に処理を依頼するものとする。

(機器類の廃棄)

第12条 不要機器類を廃棄する場合は、機器の中に危険物質、汚染物質、有害物質等を含んではならない。

(その他)

第13条 一般廃棄物は、不燃性及び可燃性の廃棄物に分類し、所定の容器又は袋に収納して所定の場所に排出し、廃棄物置場での散乱や悪臭を防止しなければならない。また、特に衛生害虫や野生鳥獣の食害の対象となったり、腐敗しやすい廃棄物は、厳重に密封して排出しなければならない。

(法令等の順守)

第14条 不要物品の廃棄にあたっては、消防法（昭和23年法律第186号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の関係法令や基準等を順守し、事故を防止しなければならない。

附 則（平成16年4月1日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日改正）

この内規は、平成30年3月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。